

固定資産課税台帳の縦覧

土地または家屋の納税義務者は、所有する土地や家屋の評価額が適正に評価されているかを確認するために、市内にある他の土地や家屋の評価額が記載された縦覧帳簿を縦覧することができます。

この機会にぜひ、あなたの資産を確認してみませんか（縦覧手数料は無料です）。



📅 4月1日(水)～6月1日(月)（土日、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

📍各支所（各旧町分の縦覧となります）

●縦覧できる人

- ・土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者
- ・家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者

●必要なもの

- ・本人であることが確認できるもの（納税通知書、免許証などの身分証明書等）

特定不妊治療費に最大15万円助成します

子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれないご夫婦の不妊治療を支援するため、長崎県が実施する特定不妊治療費の助成を受けた人を対象に、4月から市において上乗せ助成を実施します。

※特定不妊治療とは、不妊治療のうち保険適用がされず1回の治療費が高額である「体外受精」および「顕微授精」のことをいいます。

■ 助成対象

- ・法律上の婚姻をしている夫婦で、次の全てに該当する人（平成27年4月1日以降に治療を終了したものに限りま）
- ・治療を開始した日に、夫婦の双方または一方が市内に1年以上住所を有していること
- ・長崎県特定不妊治療費の助成を受けていること
- ・夫婦の年間所得額の合計が730万円未満の人
- ・夫婦とも市税を滞納していないこと

■ 助成額

15万円／回（上限）〔凍結胚移植（採卵を伴わないもの）などは7万5千円〕

■ 個人負担金

5万円

■ 申請に必要な書類

- ・南島原市特定不妊治療費助成申請書
- ・長崎県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写しおよび受診等証明書の写し
- ・夫婦の納税証明書（市税）



資源ごみ回収報奨金制度をご利用ください

市では、資源ごみの回収活動に対する助成制度を設けています。団体登録の受け付けは随時行っています。「やってみたい」、「取り組みたい」という団体※は、環境課にお問い合わせください。

※事前に団体の登録が必要です。

■ 資源ごみ回収実施団体

自治会・PTA・子ども会・老人会・
その他市長が認める市民団体

■ 回収品目および報奨金

一般家庭から排出される資源ごみ（右記品目）に限る。

■ 回収業者について

最寄りの廃品等回収業者および酒類販売店



種 類	品 目	報奨金の額
古 紙 類	新聞紙（広告紙含む）、雑誌、段ボール	1 kgにつき 5 円
古 着 類	衣類	
金 属 類	アルミ製空き缶、スチール製空き缶	
空 き び ん 類 (リターナブルびん)	酒・醤油びん(1.8ℓ以上) ビールびん(633ml以上)、その他のびん	1本につき 4 円

生ごみ処理機器の購入補助をします

市では、生ごみ処理機器を購入する世帯に購入費の一部を補助しています。

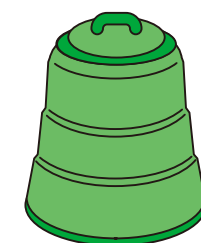
※新規の購入だけでなく、一定期間経過後であれば、取り替える場合も補助対象となります。

■ 補助金額



●電気式生ごみ処理機

- ・購入額の2分の1（100円未満切捨て）
- ・限度額…20,000円
- ・1世帯…1台まで



●生ごみ処理容器（コンポスト・EMバケツ）

- ・購入額の2分の1（100円未満切捨て）
- ・限度額…3,000円
- ・1世帯…2個まで

■ 補助の要件

- ①市内に住所があり、かつ、居住している人
- ②市内の販売店から購入すること
- ③電気式生ごみ処理機は5年間、処理容器は3年間、補助金の交付を受けた人が同一世帯にいないこと

■ 申請方法

購入後に必要書類を添え申請してください。
※先着順に受け付けを行い、予算額に達した場合は受け付けを締め切ります。